

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年 8 月14日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 田 健 司

【本店の所在の場所】 大阪府中央区瓦町二丁目 3 番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部 本部長 桐 島 悠 爾

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区瓦町二丁目 3 番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部 本部長 桐島 悠爾

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券
その他の者に対する割当

【届出の対象とした募集金額】 株式 124,892,415円
新株予約権証券 1,150,500円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額
193,323,000円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当
社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約
権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払
い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月14日付をもって第22期第1四半期報告書を近畿財務局長に提出したことに伴い、平成25年8月14日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書の記載内容（組込情報を含む。）について、当該第22期第1四半期報告書を有価証券届出書の組込情報に追加するとともに、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスクについて
- 2．臨時報告書の提出について
- 3．最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示してあります。

第三部 【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第21期有価証券報告書（以下、「有価証券報告書」という。）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

有価証券報告書の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（中略）

3．最近の業績の概要について

省略

（訂正後）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第21期有価証券報告書及び第22期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

第21期有価証券報告書の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（中略）

3．最近の業績の概要について

表題も含めて全文削除します。

第四部 【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第1四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の訂正届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月14日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筧 悦 生 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、3期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となっており、当第1四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上した結果、債務超過となっている。また、会社は前連結会計年度において生じていた一部借入金の支払い遅延については、条件変更の契約を締結し解消するに至ったものの、間接金融（銀行借入）による新たな資金調達が依然として困難な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成25年8月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議した。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成24年8月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成25年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。